

運輸省設置法の一部を改正する 法律案要綱

- 一、航空庁を内局とし「航空局」とすること。
- 二、大臣官房観光部、海運局海運調整部、鉄道監督局固有鉄道部及び民営鉄道部並びに自動車局業務部及び整備部を廃止すること。
- 三、大臣官房に観光監を置くこと。
- 四、鉄道監督局、自動車局及び航空局にそれぞれ長一人を置くこと。
- 五、経済安定本部の所掌事務を運輸省に移管されるものにつき規定すること。
- 六、海上保安庁の所掌事務を運輸省に移管されるものにつき左の通り規定すること。
 - (イ) 海上保安庁海事検査部の所掌事務は、運輸省各局に分属させること。
 - (ロ) 水先審議会及び海上保安審議会を海上保安庁から移管し、海上保安審議会を「海上安全審議会」と改称すること。
 - (ハ) 海上保安庁水路部及び燈台部は、運輸省の附屬機関とし「水路部」及び「燈台局」とすること。

二、

- (一) 海難審判理事所を海上保安庁から移管し、海難審判庁の附屬機関とすること。
- (ロ) 海上保安庁警備救難部及び所掌事務のうち海上における交通に関する保安に関する調査及び企画立案の事務を海運局の所掌とすること。
- 七、公共船員職業安定所は、海運局に統合すること。
- 八、「海員養成所」を「海員学校」と、「港務建設部」を「港務建設局」と改称すること。
- 九、前各号の改正に伴い所要の法令の整理をすること。
- 一〇、この法律は、昭和二十七年七月一日から施行すること。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条―第四條）

第二章 本省

第一節 運輸審議会（第五條―第十八條）

第二節 内閣部局（第十九條―第二十八條の二）

第三節 附屬機関（第二十九條―第三十八條）

第四節 地方支分部局（第三十九條―第五十四條）

第一款 海運局（第四十條―第四十四條）

第二款 港湾建設局（第四十五條―第四十九條）

第三款 陸運局（第五十條―第五十四條）

第三章 外局（第五十五條―第五十七條）

第一節 船隻労働委員会及び船隻検査再審査委員会（第五十六條、第五十六條の二）

第二節 海難審判庁（第五十七條）

第四章 職員（第五十八條、第五十九條）

附則

第三條第七号中「氣象」を「氣象業務」に改め、第九号を次のよつに改める。

九 交通に関する採安

第四條第一項第十四号の次に次の十二号を加える。

十四の二 運輸に関する基本的な政策及び計画につき企画立案すること。

十四の三 所掌事務に係る物資の生産、流通及び消費に関する基本的施策につき企画立案すること。

十四の四 所掌事務に係る価格等の統制を行うこと。

十四の五 所掌事務に係る外国為替予算を作成すること。

十四の六 所掌事務に係る輸出品の等級、標準及び包装条件を定め、これらの検査を行うこと。

十四の七 所掌事務に関し、外国投資家に係る技術援助契約若しくは更新又は外国投資家の株式等の取得に関し、許可を与え、又は届出を受け受理すること。

十四の八 所掌事務に係る中小企業等の振興を図り、及び経営に関する指導を行うこと。

十四の九 所掌事務に係る中小企業等協同組合の定款の認証等を行うこと。

十四の十 国際観光を助成すること。

十四の十一 通訳案内業の試験を行うこと。

十四の十二 外客宿泊施設の整備を図るため、ホテル及び旅館を登録すること。

十四の十三 旅行及び旅業を登録すること。

第四條第一項第十五号中「航路、就航区域又は船舶」を「航路又は区域」に改め、同項第十

五号の次に次の一号を加える。

十五の二 航路及び船舶交通に関する信号方法に関し、調査し、企画立案すること。

第四條第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 船舶の安全に関する検査をすること。

第四條第一項第二十四号の次に次の二号を加える。

二十四の二 郵便従事者の免許をすること。

二十四の三 水先人の免許をすること。

第四條第一項第二十七号及び第二十七号の二を次のように改める。

二十七 港湾運送事業の登録をすること。

二十七の二 港湾運送事業者に対し、運賃及び料金並びに運送約款の実施の証明又は変更を命ずること。

第四條第一項第二十九号中「又は保管料率の変更を命ずること」を「又は料金表の変更に関する命令をすること」に改める。

第四條第一項第四十四号の二から第四十四号の五までを次のように改める。

四十四の二 航空機の登録をすること。

四十四の三 航空機及びその装備品の証明及び検査をすること。

四十四の四 航空従事者に関する証明及び航空気象組員の免許をすること。

四十四の五 航空機操縦者の練習の許可をすること。

第四條第一項第四十四号の五の次に次の四号を加える。

四十四の六 航空路を指定すること。

四十四の七 飛行場及び航空保安施設の新設及び修理を行うこと並びにこれらを行う者に対し、許可し、及び必要命令をすること。

四十四の八 航空交通管制区及び航空交通管制圏を指定し、並びに航空機の飛行について許可し、承認し、及び指示を与えること。

四十四の九 航空運送事業及び航空機使用事業を免許し、又は許可し、並びにこれらの事業の業務に因り、許可し、認可し、又は必要命令をすること。

第四條第一項第四十五号から第四十八号までを次のように改める。
四十五 気象 地象 地動 地球磁気 地球電気及び水象並びにこれらに関連する太陽、天
空及び地面のふく射に関する観測、調査及び研究を行うこと。

四十六 気象 地象 地動 地球磁気 地球電気及び水象並びにこれらに関連する太陽、天
空及び地面のふく射に関する観測、調査及び研究の成果並びにこれらに関する統計及び資料
を發表すること。

四十七 気象の観測を行う者に対し、その成果の報告を求めること。

四十八 気象、地震、地帯（地帯及び火山現象を除く。）及び水險を予報し、及び警報すること。
 第四條第一項第四十八号の次に次の四号を加える。
 四十八の二 気象、地震、地帯及び火山現象を除く。）、津波、悪潮及び波浪の予報業務に
 関し、許可すること。

四十八の三 気象警報を虞の 気象無線報を受信すること。
 四十八の四 気象の観測の成果を無線通信により発表する業務に關し、許可すること。
 四十八の五 気象測器の検定及び型式証明を行うこと。
 第四條第一項第四十九号の次に次の四号を加える。
 四十九の三 水路測量及び海象観測を行うこと。
 四十九の四 水路測量及び海象観測の成果を公表すること。
 四十九の五 水路測量及び航空測量を製図し、及び供給すること。
 四十九の六 航空標識の設置及び管理を行い、並びにこれらを行う者に対し、許可し、及び
 必要な命令をすること。

第四條第一項中第五十一号を削り、第五十二号を第五十一号とし、第五十二号の二から第六

二、四

十号までを削り、第六十一号を第五十二号とする。

第四條第二項第六号及び第七号を次のように改める。

六 所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の輸送を行う。又は供給を調整すること。
 七 所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の使用、譲渡、譲受若しくは引渡を制限
 し、又は禁止を命ずること。

第四條第二項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の譲渡を命ずること。

第六條第一項第二号中「軌道」の下に「無線電報車」を加え、第三号を次のように改め
 る。

三 旅客定期航路若業（対外定期航路若業を除く。）における運賃及び料金の認可又は変更
 の命令

第六條第一項第四号を次のように改める。

四 倉庫業における料金に關する基準の設定

第六條第一項第五号中「及び軌道の特許」を「並びに軌道及び無線電報車の特許」に改め、

第六号を次のように改める。

六 地方鉄道ノ免許ノ取消 軌道若しくは無軌道電車ノ免許ノ取消又は地方鉄道若しくは無軌道電車ノ営業ノ停止

第六條第一項第十号中「及」軌道して「軌道及び無軌道電車」に、第十一号中「軌道して」「軌道、無軌道電車」に、第十一号ノ三中「海上運送法」を「第三号に規定するものを除く外海上運送法」に改める。

第六條第一項第十一号ノ五ノ次に次リ一号を加える。

十一ノ六 港務法（昭和二十五年法律第百十八号）ノ規定により運輸審議会にはかることを要する事項

第十九條第一項中「六局」を「七局」に、「自動車局」を「自動車局、航空局」に改め、第二項から第五項までを削る。

第二十一條第一項中「官房長一人」の下に「及び観光監一人」を、第二項中「大臣官房の事務」の下に「第二十二條第一項第十一号から第二十四号までに掲げる事務を除く。」を加え、同項の次に次の一項を加える。

行外

3 観光監は、命を受け第二十二條第一項第十一号から第二十四号までに掲げる事務を掌理する。

第二十一條の次に次の一條を加える。

第二十一條の二 鉄道監督官、自動車局及び航空局に、それぞれ次長一人を置く。

2 次長は、局長を助け、局長を整理する。

第二十二條第一項第九号中「気象」を「気象業務」に改め、同号の次に次の二号を加える。

九ノ二 水路業務に関すること。

九ノ三 航路標識の業務に関すること。

第二十二條第一項第十六号の次に次の四号を加える。

十六の二 運輸に関する基本的政策及び計画を樹立すること。

十六の三 運輸省の所掌事務に係る物價に関する基本的な政策及び計画に関すること。

十六の四 運輸省の所掌事務に係る価格等の統制に関すること。

十六の五 運輸省の所掌事務に係る外国為替手続の作成に関すること。

第二十二條第一項第十七号を次のように改める。

十七 都市における交通調整に関する
第二十二條第一項中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、同号の次に次の一号
を加える。

二十二 通訳案内業に関すること。

第二十二條第三項を削る。

第二十三條第一項を次のように改める。

- 一 旅客定期航路事業の免許、許可又は認可に関すること。
- 二 定期航路事業における運賃及び料金に関すること。
- 三 船舶の譲受、譲渡、借受及び貸渡の許可に関すること。
- 四 水上運送事業における補償に関すること。
- 五 木船相互保険組合の認可に関すること。
- 六 日本船舶以外の船舶について日本各港間の運送及び不問港場への寄港の免許に関するこ
と。
- 七 水上運送の用に供する物資の積荷の調査に関すること。

三十四

八 海難救助の制度の調査及び企画立案に関すること。

九 海難の調査（海難審判庁の行うものを除く。）に関すること。

十 水先に関すること（船員局の所管に属するものを除く。）。

十一 航法及び船舶交通に関する信号方法に関する制度の調査及び企画立案に関すること。

十二 悉則に関する制度の調査及び企画立案に関すること。

十三 海事代理士に関すること。

十四 海難思想の普及宣伝に関すること。

十五 前各号に掲げるものの外、水上運送事業及び水上運送一般の発達、改善及び調整に関
すること。

第二十三條第二項中第三号及び第五号を削り、第二号の二を第三号とし、第六号を第五号と
し、同号中「及び石油製品」を削る。

第二十三條第三項を削る。

第二十四條第一項第一号を第一号の三とし、同号の前に次の二号を加える。

- 一 船舶、船舶用板図及び船舶用品の検査に関すること。

一の二 荷載重量、水線の指定に関すること。

第二十四條第一項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 輸出に係る所掌事務に係る物資の等級、標準及び包装条件並びに検査に関すること。

五の三 造船に関する事業並びに船舶の引揚及び解体の事業の用に供する物資の需給の調査

に関すること。

第二十四條第二項第四号中「及び石油製品」と削る。

第二十五條第一項第十一号の次に次の二号を加える。

十一の二 海技従事者の免許並びに船舶職員資格及び定員に関すること。

十一の三 水先人の試験に関すること。

第二十六條第一項第十号中「保管料率」と「有金表」とに改める。

第二十六條第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 港湾、倉庫等の用に供する物貨等の需給の調査に関すること。

第二十六條第二項中「及び石油製品」と削る。

第二十七條第一項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 鉄道、軌道、索道及び無線電報線の運転事故の調査に関すること。

第二十七條第一項第十四号の次に次の二号を加える。

十四の二 輸出に係る所掌事務に係る物資の等級、標準及び包装条件並びに検査に関する

こと。

十四の三 鉄道、軌道、索道及び無線電報線の用に供する物資の需給の調査に関すること。

第二十七條第三項を削る。

第二十八條第一項第八号中「及び通運計算事業」と「通運計算事業及び道路運送車両によ

る輸送」とに改め、同号の次に次の一号を加える。

八の二 道路運送車両及び道路運送と道路との関連に関する調査及び研究に関すること。

第二十八條第一項第十三号の次に次の二号を加える。

十三の二 輸出に係る所掌事務に係る物資の等級、標準及び包装条件並びに検査に関するこ

と。

十三の三 道路運送車両の使用及び整備の用に供する燃料油脂、タイヤ、チューブ等の物資

の需給の調査に関すること。

第二十八條第二項中第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とする。
第二十八條第三項を削る。
第二十八條の次に次の一條を加える。

(航空局)

第二十八條の二 航空局においては、左の事項をつかさどる。

- 一 航空機の登録に關すること。
- 二 航空機の安全性に關すること。
- 三 航空機及びその裝備品の整備、修繕及び改造に關すること。
- 四 航空気及びその裝備品の流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること。
- 五 航空従事者に關する証明及び航空機乗組員免許に關すること。
- 六 航空機の操縦の練習の許可に關すること。
- 七 航空従事者の教育及び養成に關すること。
- 八 航空路の指定に關すること。
- 九 航空路の調査及び航空路表の編集に關すること。
- 十 飛行場及び航空保安施設、設置及び管理並びにこれらに關する許可その他の行為に關すること。

四六

ること。

- 十一 飛行場及び航空保安施設、改善のための調査及び研究に關すること。
- 十二 航空交通の安全に關すること。
- 十三 航空運送事業及び航空機使用事業に關する免許、許可又は認可に關すること。
- 十四 前号に掲げる事業の運賃及び料金に關すること。
- 十五 航空機の事故調査に關すること。
- 十六 所掌事務に關する事業の発達、改善及び調整に關すること。

第二十九條中「運輸技術研究所」を「運輸技術研究所」に、「通信養成所」を「通信養成所」に、「航空保安事業所」を「航空保安事業所」に改める。

第三十條第一項を次のように改める。

中央氣象台は、氣象業務法（昭和二十七年法律第 号）第二條第四項各号の氣象業務等を行う機関とする。

第三十條第二項中「地質、地殻、地動、地球磁気、地球電氣、水象」に改め、「地

悉しの下に「並びに羅針盤及び経線儀しを知らせる。

第三十一条第一項第四号の次に次の一号を加える。

五 航空機、航空機動機、航空機整備品並びに飛行場及び航空保安施設に関すること。

第三十二条及び第三十三条を次のように改める。

(水路部)

第三十二条 水路部は、左に掲げる業務を行う機関とする。

- 一 水路測量及び海象観測並びにその成果の公表
 - 二 水路及び海象に関する調査及び研究並びにその成果並びにこれらに関する統計及び資料の公表
 - 三 水路図誌及び航空図誌の調製及び供給
 - 四 水路及び海象並びに水中における沈没物その他の航海の障害となる虞がある物件に関する情報の公表
 - 五 一般の委託により行う水路測量及び海象観測並びにこれらに関連する図誌の調製
- 2 水路部は、東京都に置く。

3 水路部の内部組織は、運輸省令で定める。

4 水路部の事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方水路部その他の出張所及び技術者の養成施設を置く。その名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

(燈台局)

第三十三条 燈台局は、左に掲げる業務を行う機関とする。

- 一 航路標識の設置及び管理
- 二 運輸省以外の若くは航路標識の設置及び管理を行う者の監督
- 三 航路標識の耐風の設備による受取の観測並びにその成果の公表
- 2 燈台局は、東京都に置く。
- 3 燈台局の内部組織は、運輸省令で定める。
- 4 燈台局の事務の一部を分掌させるため、所要の地に、燈台管理所その他の出張所を置く。その位置及び内部組織は、運輸省令で定める。
- 第三十六条第一項中「海員養成所」を「海員学校」に改める。
- 第三十七条中「海員養成所」を「海員学校」に改める。

「肥島海員養成所	「肥島海員学校
小樽海員養成所	小樽海員学校
唐津海員養成所	唐津海員学校
宮古海員養成所	宮古海員学校
七尾海員養成所	七尾海員学校
宮崎海員養成所	宮崎海員学校
栗島海員養成所	栗島海員学校
門司海員養成所	門司海員学校
高次海員養成所	高次海員学校

第三項の表中
七尾海員養成所を
宮崎海員養成所
栗島海員養成所
門司海員養成所
高次海員養成所
を
に改める。

第三十七條の次に次の二條を加える。

(航空保安事務所)

第三十七條の二 航空保安事務所は、飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する業務を行つた機関とする。

2 航空保安事務所の名稱、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

3 運輸大臣は、航空保安事務所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に航空保安事務所の出張所を置くことが出来る。その名稱、位置及び所掌事務の範囲は、運輸省令で定める。

(航空標識所)

第三十七條の三 航空標識所は、航空無線標識施設及び航空無線通信施設の管理に関する業務を行つた機関とする。

- 2 航空標識所の名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。
 - 3 運輸大臣は、航空標識所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に航空標識所の出張所を置くことが出来る。その名称、位置及び所掌事務の範囲は、運輸省令で定める。
- 第三十八條第一項の表を次のように改める。

種 類	目 的
海上安全審議会	運輸大臣の諮問に依りて船舶職員法（昭和二十六年法律第四十九号）に定める事項その他海上における交通に関する保安に関する重要事項を調査審議すること。
中央船員職業安定審議会	運輸大臣の諮問に依りて船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）に定める船員の職業安定に関する重要事項を調査審議すること。
造船技術審議会	運輸大臣の諮問に依りて、造船技術の向上に関する重要事項を調査審議すること。

海運造船台理化審議会	運輸大臣の諮問に依りて海運及び造船に関する事業の台理化に関する重要事項を調査審議すること。
船員教育審議会	運輸大臣の諮問に依りて船員教育に関する重要事項を調査審議すること。
水先審議会	運輸大臣の諮問に依りて水先（船舶）に關する重要事項（第二十一号一節二十五條及び第三十二條）に關するもの外、水先の制度に関する重要事項を調査審議すること。
鉄道建設審議会	運輸大臣の諮問に依りて鉄道敷設法（大正十一年法律第三十七号）に定める日本国有鉄道の鉄道施設の建設に関する事項を調査審議すること。
航空審議会	運輸大臣の諮問に依りて航空に關する重要事項を調査審議すること。

第三十九條中「公共船員職業安定所」を削り、「港灣建設部」を「港灣建設局」に改める。

第四十條第一項中第一号から第四号までを次のように改める。

- 一 旅客定期航路事業の免許、許可及び認可に関すること。

- 二 定期航路事業における運賃及び料金に関する事。
- 三 船舶の譲受、譲渡、借受及び貸渡の許可に関する事。
- 四 水上運送事業における補償に関する事。
- 第四十條第一項第四号の次に次の六号を加える。
- 四の二 日本船舶以外の船舶について日本各港間の運送及び不附港場への寄港の許可に関する事。
- 四の三 水先に関する事。
- 四の四 海難の調査に関する事。
- 四の五 前各号に掲げるものの外、水上運送事業及び水上における輸送の発達、改善及び調整に関する事。
- 四の六 船舶、船舶用機関及び船舶用品の検査に関する事。
- 四の七 荷載、つ、水線の指定に関する事。
- 第四十條第一項第十八号の次に次の一号を加える。
- 十八の二 海技従事者の免許に関する事。

六内

- 第四十條第二項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同号中「及び石油製品」を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とする。
- 第四十二條第一項中「五部」を「四部」に改め、「港湾船舶調整部」を削る。
- 第四十三條第二項中「港湾建設部」を「港湾建設局」に改める。
- 第三章第四節第二款を削る。
- 第四十六條の前の「第三款 港湾建設部」を「第二款 港湾建設局」とし、第四十六條を第四十五條とし、同条中「港湾建設部」を「港湾建設局」に改める。
- 第四十七條を第四十六條とし、同条中「港湾建設部」を「港湾建設局」とし、「第一港湾建設部」を「第一港湾建設局」とし、「第二港湾建設部」を「第二港湾建設局」とし、「第三港湾建設部」を「第三港湾建設局」とし、「第四港湾建設部」を「第四港湾建設局」に改める。
- 第四十八條を第四十七條とし、同条中「港湾建設部」を「港湾建設局」とし、「部長」を「局長」に改める。
- 第四十九條を第四十八條とし、同条中「港湾建設部」を「港湾建設局」に改める。
- 第五十條を第四十九條とし、同条中「港湾建設部」を「港湾建設局」とし、「部長」を「局長」に改める。

しに改める。

第三章第四節中「第四款」を「第三款」とする。

第五十一條第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び有軌電車等の運転事故の調査に関すること。

第五十一條第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 道路運送及び道路運送車両と道路との関連に関する調査及び研究に関すること。

第五十一條第二項中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、同條を第五十條とする。

第五十二條を第五十一條とし、以下第五十五條まで一條ずつ繰り上げる。

第五十六條中「海上保安庁」及び「航空庁」を削り、同條を第五十五條とし、第五十七條を

第五十六條とする。

第三章第二節を削り、第三節を第二節とし、第三十九條を第五十七條とする。

第三章第四節を削る。

第六十條を第五十八條とし、第六十一條を第五十九條とする。

七六

附則

ノ 二の五條は、昭和二十七年七月一日から施行する。

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

「公共船員職業安定所」を「海運局」に、「公共船員職業安定所長」を「海運局長」に改

める。

三 海難審判法（昭和二十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第九條の二第二項中「海難審判庁審判官」の下に「又は海難審判庁理事官」を加える。

第十條第一項中「海難審判庁審判官」の下に「海難審判庁理事官」を加え、第三項中「海

難審判庁審判官」の下に「及び理事官」を加え、第四項を削り、第一項の次に次の一項を加

える。

海難審判庁理事官（以下「理事官」といふ。）は、審判の請求及びこれに係る海難の調査

並びに裁次の執行に関することを掌る。

第十三條中「各海難審判庁」の下に「（高等海難審判庁又は地方海難審判庁をいふ。）以下

同じ。）」を加える。

第十四條の次に次の一條を加える。

第十四條の二 海難審判庁は、海難審判理事所を置く。海難審判理事所は、理事官の行う事務を統轄する機関とする。

海難審判理事所の名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

第二十九條及び第五十八條中「海上保安庁海難審判理事所」を「海難審判理事所」に改める。

4 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十條中「公共船員職業安定所の業務」を「海運局長の行う職業安定に関する業務」に改める。

5 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第七條中「海運局長」の下に「（運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）第三十九條の海運局長の長をいう。以下同じ。）」を加え、「公共船員職業安定所の指揮監督に関する基準の制定、しを削る。

第八條及び第九條を次のように改める。

七〇内

第八條及び第九條 削除

第十條中「公共船員職業安定所の業務」を「海運局長の行う職業安定に関する業務」に、「公共船員職業安定所」を「海運局」に改める。

第十一條及び第十三條中「公共船員職業安定所」を「海運局長」に改める。

第十五條中「公共船員職業安定所長」を「海運局長」に、「公共船員職業安定所」を「海運局」に改める。

第十六條から第二十一條まで、第二十三條から第二十五條まで及び第二十九條中「公共船員職業安定所」を「海運局長」に改める。

第四十三條、第四十四條、第四十六條及び第五十八條中「公共船員職業安定所長」を「海運局長」に改める。

第六十一條中「公共船員職業安定所の業務」を「海運局長の行う職業安定に関する業務」に改める。

第六十七條中「公共船員職業安定所」を「海運局長」に改める。

6 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）の一部を次のように改正する

「海上保安庁長官」を「運輸大臣」に改める。
第二條から第五條まで中「海上保安庁」を「運輸省」に改める。
第七條中「海上保安庁」はしよりの管区海上保安本部若しくはその事務所を「燈台局又はその出張所」に改める。

第八條第二項中「海上保安官」を「運輸大臣」に改める。

第十三條第四号中「運輸大臣」に削る。

第十四條中「又は海上保安官」を削る。

第十五條前段中「運輸大臣」に削り、同條後段を削る。

7 水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

「海上保安庁長官」を「運輸大臣」に改める。

第七條第二項中「海上保安庁」を「運輸省」に改める。

第十三條中「海上保安庁」を「保安庁」に改める。

第二十五條第三項を削る。

第二十六條中「海上保安監部」その他の管区海上保安本部の事務所へ以下「管区海上保安本

部の事務所」といふ。）を「海運局若しくはその出張所又はその事務所の出張所」に改める。
第二十七條及び第二十八條中「管区海上保安本部の事務所」を「海運局若しくはその出張所又はその事務所の出張所」に改める。

第三十一條第一項中「海上保安庁」を「運輸省」に改める。

8 水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

「海上保安庁長官」を「運輸大臣」に改める。
「海上保安庁」と「運輸省」に改める。

第四條の二中「その他の航空に関する図説」の下に「航空図説を除く。」を加える。

第二十七條中「運輸大臣」に削る。

9 船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

「海上保安庁長官」を「運輸大臣」に削る。
「海上保安庁」を「運輸省」に削る。
「海上保安審議会」を「海上安全審議会」に改める。

第二十五條中「運輸大臣」に削る。

10 航空法（昭和二十七年法律第 号）の一部を次のように改正する。

「航空庁長官」を「運輸大臣」に改める。

第百三十五條の表下欄中「航空庁」を「運輸省」と改める。
第百三十七條中「行政官庁」を「運輸大臣」と改め、「運輸大臣」を「運輸省」と改める。

11

氣象業務法の一部を次のように改正する。
才八條才一項中「航空庁長官を経て」を削る。
才十五條才一項及び才五項中「航空庁」を「運輸省」に改める。

理由

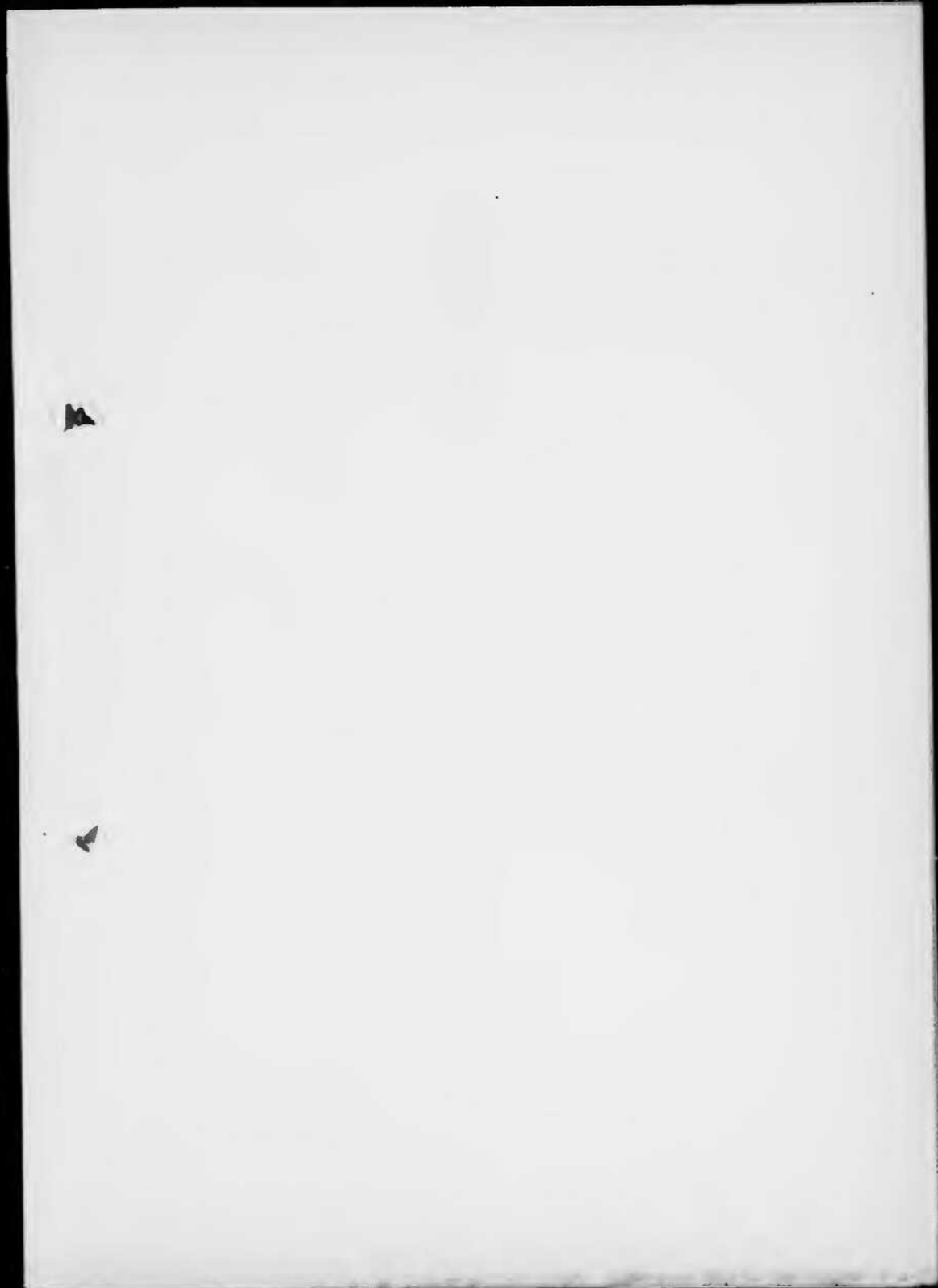
航空庁を運輸省の内局とし、並びに海運局海運局、鉄道監督局
国有鉄道部及び民営鉄道部、自動車局業務部及び整備部を廃止する等
のため、運輸省設置法の一部を改正する必要がある。これが、この法
律案を提出する理由である。

第百三十五條の表下欄中「航空庁」を「運輸省」と改める。
第百三十七條中「行政官庁」を「運輸大臣」に改め、「運輸大臣」を削る。

三〇

理由

航空庁を運輸省の内局とし、並びに海軍局海軍司令部、鉄道監督局
国有鉄道部及び民営鉄道部、自動車局業務部及び整備部を廃止する等
のため、運輸省設置法の一部を改正する必要がある。これが、この法
律案を提出する理由である。



昭和二十六年七月一日現在

參考資料 I

運輸省設置法

運輸大臣官房文書課

運輸省設置法

昭和二十四年五月三十一日
法律第百五十七号
改正

昭二四六一法第一七四号・昭二四六一法第一八七号・昭二四一・一三
〇法第二二六号・昭二四一・二七法第二四一号・昭二四一・二二法第
二五二号・昭二四一・二四法第二七九号・昭二四一・二六法第二八
四号・昭二五・三一法第四八号・昭二五五一〇法第一五九号・昭二
五・一二法第二五五号・昭二五・二一六法第二六九号・昭二六・三二
三法第三二二号・昭二六・四一法第一一五号・昭二六・五四政第一三三号
昭二六・五二九法第一六一号・昭二六・五三〇法第一六二号・昭二六・六
一法第一八四号・昭二六・六一法第一八六号・昭二六・六一法第二三
二号・昭二六・六一八法第二四二号・昭二六・六二三法第二四五号・昭
二六・六二二三法第二四八号

(2)

目次

次

第一章 總則(第一條—第四條)

第二章 本省

第一節 運輸審議會(第五條—第十八條)

第二節 内政部局(第十九條—第二十八條)

第三節 附屬機關(第二十九條—第三十八條)

第四節 地方支分部局(第三十九條—第五十五條)

第一款 海運局(第四十條—第四十四條)

第二款 公共船員職業安定所(第四十五條)

第三款 港灣建設部(第四十六條—第五十條)

第四款 陸運局(第五十一條—第五十五條)

第三章 外局(第五十六條—第五十九條)

第一節 船員勞務委員會(第五十七條)

第二節 海上保安廳(第五十八條)

第三節 海難救助廳(第五十九條)

104

(3)

第四節 航空片(第五十九條之二—第五十九條の五)

第四章 職 員(第六十條—第六十一條)

附 則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、運輸省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基づいて、運輸省を設置する。

運輸省の長は、運輸大臣とする。

(運輸省の任務)

第三條 運輸省は、左に掲げる事項に關する國の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一 水 運

二 陸 運

三 港 灣

四 船舶及び鉄道車輛その他の陸運機器(自動車及び動機付自転車の製造を除く)

五 船 員

六 運輸に關連する觀望

七 気 象

八 倉 庫 業

九 海上の安全及び治安の確保

十 海難の審判

十一 航 空

(運輸省の权限)

第四條 運輸省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる权限を有する。但し、その权限の行使は、法律(これに基く命令を合む)に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五 不附財産を処分すること。

(6)

- 六 取負の任免及び賞罰を行い、その他取負の人事を管理し、並びに取負を訓練すること。
- 七 取負の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。
- 八 取負に貸与する宿舍を設置し、及び管理すること。
- 九 所掌事務に関する統計、調査資料を頒布し、刊行し、又は販売すること。
- 十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。
- 十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと。
- 十二 運輸省の公印を制定すること。
- 十三 所掌事務に係る公益法人その他の団体につき、許可若しくは認可を与え、又はその許可若しくは認可を取消すること。
- 十四 所掌事務に関し、届出をさせ、報告を徴し、又は必要な命令をすること。
- 十五 水上運送事業者に対し、航路、航路区域又は船舶を指定して航海を命じ、制限し、又は禁止すること。
- 十五の二 旅客定期航路事業を免許し、助成し、及び旅客定期航路事業の業務に関し、許可し、又は認可すること。
- 十六 船舶の製造、改造、修繕、引揚及び解体を許可し、且つ、必要な命令をすること。

二の内

- 十六の二 船舶 船舶用機関及び船舶用品の製造及び修繕に関する技術の改善を助成すること。
- 十六の三 船舶の製造及び修繕の用に供する施設の建設、拡張及び移転を許可すること。
- 十七 船舶の積量を測定し、及び船舶を登録すること。
- 十八 船員に係る労務協約を、他の同種の船員及び使用者に適用することを決定すること。
- 十九 船員に係る労務協議につき船員中央労務委員会及び船員地方労務委員会（以下「船員労務委員会」という。）に調停を請求すること。
- 二十 船員又は船舶所有者に対し、公認、許可、審査、仲裁、監検又は廣向を行い、及び此要な処分をすること。
- 二十一 法令又は労務協約に抵触する船員の就業規則の変更を命ずること。
- 二十二 船員手帳を交付し、及び船員履歴を管理すること。
- 二十三 船員の最低賃金を定めること。
- 二十四 船員の取費紹介事業、労務供給事業及び募集を許可し、又は制限すること。
- 二十五 港湾（港湾施設）もつぱら他の他の行政機関に属するものを除くを合む。以下第百十九号を除き本條中同じ）及び航路の建設、改良、保存若しくは管理を行い、又は

(7)

これらを行う者に対し認可を与え、若しくは助成すること。

二十六、港湾の使用料の徴収に關し、認可すること。

二十七、港湾運送に關し、事業設備の新設、拡張、改良、譲渡、譲受、貸借又は使用方法につき必要な命令をすること。

二十七の二、港湾運送事業の登録をすること。

二十八、港湾内の公有水面の埋立、干拓、及び使用を免許すること。

二十九、倉庫業法（昭和十年法律第四十一号）による倉庫証券の発行を許可し、及び事業計画、営業規則又は保管料率の変更を命ずること。

三十、日本國有鉄道を監督すること。

三十一、國有鉄道調停委員会に対し、調停を請求し、又は公共企業体仲裁委員会に対し、仲裁を請求すること。

三十二、内閣総理大臣に対し公共企業体仲裁委員会の委員の罷免を請求すること。

三十二の二、鉄道公安取負を指定し及び鉄道公安取負の捜査に關する取務を監督すること。

三十三、日本國有鉄道の役員又は取負で司法警察取負として取務を行う者を指名する旨を定め、及びこれらの者が司法警察取負として行う取務を監督すること。

ニの二

三十四、地方鉄道及び軌道を免許し、又は特許し、並びに地方鉄道及び軌道の業務に關し、許可し、又は認可すること。

三十五、鉄道財団及び軌道財団につき、抵当権の設定を認可し、且つ、これを登録すること。

三十六、地方鉄道及び軌道の採買の取制及び資格を定めること。

三十七、専用鉄道及び索道を免許し、及び無軌輪軌車の特許すること。

三十八、自動車運送事業及び自動車道事業を免許し、及び自動車運送事業及び自動車道事業の業務に關し許可し、又は認可すること。

三十八の二、自動車運送取扱事業の登録をし、及び自動車運送取扱事業の業務（附帯業務を含む）に關し認可すること。

三十九、輕車両運送事業に対し、事業計画、運送條件又は運送約款の変更を命じ、その他必要な命令をすること。

四十、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）の目的に適合するようにな家用自動車の使用を調整すること。

四十一、自動車原動機付自転車及び旅客輕車両の整備を命じ、又はその検査及び登録をすること。

- 四十一の二、自動車登録番号標交付代行者の指定をすること。
- 四十一の三、自動車の車台番号及び原動機番号の打刻の様式等を指定すること。
- 四十一の四、自動車分解整備事業を認証すること。
- 四十二、通運事業を免許し、及び通運事業の業務（附帯業務を含む）に關し、許可し、又は認可すること。
- 四十二の二、通運計算事業を認可し、及び通運計算事業の業務に關し、許可し、又は認可すること。

- 四十三、水上運送事業における運賃及び船舶のふろ船料に關し、必要な命令をすること。
- 四十四、鉄道、軌道、索道、無軌條電車、自動車運送事業、自動車通運事業、自動車運送取扱事業、通運事業及び通運計算事業における運賃又は料金に關し、認可し、又はその変更を命ずること。

- 四十四の二、国際觀光事業を助成すること。
- 四十四の三、通訳案内業の試験を行うこと。
- 四十四の四、外客宿泊施設の整備を図るため、ホテル及び旅館を登録すること。
- 四十五、気象電報を集め、気象無線報を受信すること。

三の内

- 四十六、気象及び海況の予報、気象資料の通報、地震、地動、津波及び火山に關する通報をすること。
- 四十七、船舶を指定して気象の観測をさせること。
- 四十八、地上気象及び地震の観測のうち簡易なもの及び気象事業に關係のある測せきの観測を政府機関、地方公共団体、個人又は会社その他の団体に委託すること。
- 四十九、委託により、港湾（港湾施設を含む、以下同じ）及び海面の工事を施行すること。
- 四十九の二、所掌事務に係る事項に關し、設計、試験、調査及び研究を行い、及び委託による設計、試験、調査及び研究を行うこと。
- 五十、船員の労務争議に關し、あつ旋し、調停し、及び仲裁すること。
- 五十一、港、湾、海峡その他の日本国の沿岸水域において海上の安全を確保し、並びに法令の違反を予防し、捜査し、及び鎮圧するための必要な措置をとること。
- 五十二、海難の審判を行うこと。
- 五十二の二、航空運送事業を免許し、及び航空運送事業の業務に關し、許可し、又は認可すること。
- 五十二の三、航空安全施設を建設し、保存し、運用し、及び管理すること。

(2)

五十二の四、所掌事務を遂行するために必要な特許権及び実用新案権並びにこれらの実施権を取得すること。

五十三、前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む）に基き運輸省に届せられたる権利。

二、運輸省は、前項に掲げるものの外、臨時の権限として左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む）に従つてなされなければならない。

一、船舶を使用し、及び商船管理委員会を監督すること。

二、外航船舶の使用に關し、承認すること。

三、罰 除

四、所掌事務に係る事業の再建整備計画につき、認可を与えること。

五、所掌事務に係る賠償充当設備等の管理及び撤去並びに賠償充当設備等の輸送を命ずること。

と。

六、所掌事務に係る供給の特に不足する物資の割当を行い、又は配給を調整すること。

七、所掌事務に關し、供給の特に不足する物資の使用を制限し、又は禁止すること。

八、前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む）に基き運輸省に届せられたる

485

第二章 本省

第一節 運輸審議会

(八) 設 置

第五條 運輸省に、公共の利益を確保するため次條第一項に掲げる事項について公平且つ合理的な決定をさせるための運輸審議会を常置する。

(九) 諮 問 事 項

第六條 運輸大臣は、左に掲げる事項について必要な措置をする場合には、運輸審議会にはかり、その決定を尊重して、これをしなければならない。

一、日本国有鉄道における基本的な運賃及び料金の設定若しくは変更又はこれらに關する認可。

二、地方鉄道、軌道、自動車運送事業、通運事業及び通運計算事業における基本的な運賃及び料金に關する認可又は変更の命令。

三、水上運送事業の国内航路における基本的な運賃及び料金の指定又は認可。

(13)

三の二、郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）第五條第二項の規定による

郵便物の運送料金の基準の設定

四 港湾運送業における基本的な港湾作業料率及び倉庫業における基本的な保管料率に關する指定又は認可

五 地方鉄道の免許及び軌道の特許

六 地方鉄道の免許若しくは軌道の特許の取消又は地方鉄道若しくは軌道の營業の停止

七 自動車運送事業の免許若しくはその取消又はその事業の停止

八 通運事業の免許若しくはその取消又は事業の停止

九 日本国有鉄道が行う他の運輸事業の譲受、連絡船航路若しくは自動車運送事業の開始及び營業線の譲渡の許可又は認可

十 日本国有鉄道、地方鉄道及び軌道の營業線の休止又は廃止の許可

十一 地方鉄道、軌道及び自動車運送事業における会社の合併、事業の譲受若しくは譲渡又は事業の管理の委託若しくは受託の許可又は認可

十二 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の規定により運輸審議会にはかることを要する事項

四の内

十一の三、第二号、第八号及び第九号の二に規定するものを除く外、通運事業法（昭和二十四年法律第百四十一号）の規定に基づく許可、認可その他の処分

十一の四、国内航空運送事業令（昭和二十五年政令第百二十七号）の規定に基づく免許、認可その他の処分

十一の五、港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十二号）の規定により運輸審議会にはかることを要する事項

十二 前各号に掲げる処分に關する訴訟の裁決

前項各号に掲げる事項のうち、運輸審議会が輕微なものと認めるものについては、運輸大臣は、運輸審議会にはかからないでこれを行うこととできる

（勸告）

第七條 運輸審議会は、前條第一項に掲げる事項に關し、取敢により、又は利害關係人の申請に基づき、運輸大臣に対し、必要な勸告をすることとできる

八、運輸大臣は、前項の勸告を受けたときは、これを尊重して、必要な措置をとらなければならない

（組織）

第八條 運輸審議会は、委員七人をもって組織する

- 2. 委員のうち一人は、運輸次官をもって充てる。
- 3. 運輸審議会に会長を置き、委員の互選により送任する。
- 4. 会長は、会務を総理する。
- 5. 運輸審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の取務を代行する者を定めて置かなければならない。
- 6. 運輸次官たる委員には、次條から第十二條までの規定は、適用しない。

(委員の任命)

第九條 委員は、年令三十五年以上の者で広い経験と高い識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が両議員の同意を得て、任命する。

2. 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために、委員の任命について両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかゝらず、両議院の同意を得ないで、委員の任命を行うこととできる。

3. 内閣総理大臣は、前項の規定により委員を任命したときは、任命の後最初に召集される国会において、当該委員の任命について、両議院の承認を求めなければならない。両議院の承認が得られなかつたときは、内閣総理大臣は、第十一條の規定にかゝらず、当該委員を選

滞なく罷免しなければならない。

4. 左の一に該当する者は、委員であることができない。

一 國務大臣、国会議員又は地方公共団体の議会の議員。

二 政党の役員。

5. 委員は、他の政府取員の取を兼ねてはならない。

(委員の任期)

第十條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 委員は、再任されることができ、

3. 運輸審議会の設置後最初に任命される委員の任期は、任命の際において内閣総理大臣の定めるところにより、任命の日から二人ずつそれぞれ一年、二年、三年とする。

(委員の罷免)

第十一條 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため、取務の執行ができないと認められる場合又は委員に取務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められる場合において、両議員の同意を得て、これを罷免することができる。

(委員の報酬及び旅費)

(15)

第十二條 委員の報酬は、別に定める。

第十三條 委員は、予算に定める金額の範囲内で旅費を受けるものとする。

(議決方法)

第十四條 運輸審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

第十五條 運輸審議会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

第十六條 特定の事業につき特別の利害關係を有する委員は、運輸審議会の決議があつたときは、当該事業に係る議決に参加することができない。

第十七條 運輸審議会は、關係官庁の取負をその会議に出席せしめ必要な説明を求めることができ、

第十八條 關係官庁の長は、その取負を運輸審議会に出席させて意見を述べさせ、又は説明をさせることができる。

(兼業の禁止)

第十九條 委員は、運輸審議会の承認及び運輸大臣の同意のある場合を除く外、報酬のある他の取務に従事し、又は商業を営みその他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

五の内

(委員の秘密保持の義務)

第二十條 委員及び委員であつた者は、その取務に關して知ることのできた秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。

(審理官)

第二十一條 次條の公聴会を主宰して評定の審理を行わせ、その他運輸審議会の事務を補助させるため、運輸審議会に審理官を置く。

第二十二條 審理官は、運輸省の取負のうちから、運輸大臣が命ずる。

第二十三條 運輸審議会は、第六條第一項の規定により附議された事項については、必要があると認めるときは、公聴会を開くことができ、又は運輸大臣の指示若しくは運輸審議会の定める利害關係人の申請があつたときは、公聴会を開かなければならない。

(公聴会の主宰)

第二十四條 公聴会は、運輸審議会が事業を指定して指名する審理官が主宰する。但し、事業が特に重要である場合において、運輸審議会が公聴会を自ら主宰し、又は委員を指名して公聴会を主宰させることを妨げない。

(報告書の作成)

(19)

(27)

第十六條の三 前條の規定により指名された委員又は審理官は、公聴会の審理によつて知ることができた事実を報告として作成し、これを運輸審議会に提出しなければならない。

(報告書の提示)

第十六條の四 運輸審議会は、前條の報告書を運輸審議会の定める利害関係人に提示しなければならない。但し、公聴会において、報告書の提示を必要としない旨の利害関係人の合意があつたときは、この限りでない。

(申立)

第十六條の五 前條の報告書の提示を受けた利害関係人は、報告書に誤があると認めるときはその提示を受けた日から十五日以内にその旨の申立をすることが出来る。

(再審理)

第十六條の六 運輸審議会は、前條の申立を審査して、報告書に誤があつて運輸審議会の決定に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、再び公聴会を開かなくてはならない。

(調査等)

第十七條 運輸審議会は、その取務を行うため、必要があると認めるときは、左の各号に掲げる事項を行うことができる。

一、公務所又は関係事業者若しくはその組織する団体その他の関係者に対し、必要な報告情報又は資料を求めること。

二、公務所又は関係事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を嘱託すること。

三、関係人又は参考人に対し、出頭を求めてその意見又は報告を徴すること。

四、前項第三号の規定により出頭を求められた関係人又は参考人は、政令の定めるところにより、旅費及び平当を請求することと出来る。

(その他)

第十八條 運輸審議会の決定及び第十六條の三の報告書は、運輸省令の定めるところにより、公にしななければならない。

五、運輸審議会の議事規則は、運輸審議会の勧告に基づき、運輸省令で定める。

六、この節に規定するもの、外、運輸審議会に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

第二節 内部部局

(内部部局)

(27)

第十九條 本省に、大臣官房及び左の六局を置く

海運局
 船舶局
 船負局
 港湾局
 鉄道監督局
 自動車局

- 2. 大臣官房に、觀光部を置く。
- 3. 海運局に、海運調整部を置く。
- 4. 鉄道監督局に、国有鉄道部及び民営鉄道部を置く。
- 5. 自動車局に、業務部及び整備部を置く。

(内部部局と運輸審議会との関係)

第二十條 各局の所掌事務に關するこの節の規定は、運輸審議会の権能になんらの影響を及ぼすものではない。

2. 大臣官房及び関係各局の長は、運輸審議会の要求がある場合には、その所掌に属する事務に關し、必要な資料を提出しなければならない。

六の内

6. 大臣官房及び関係各局の長は、必要があるときは、運輸審議会に対しその所掌に属する事務に關し、意見を述べることができる。

各局の長は、運輸大臣の指揮に従い、その所掌事務に關し、運輸審議会の決定を履行に移すため、必要な措置をとらなければならない。

(特別な取)

第二十一條 大臣官房に、官房長一人を置く。

2. 官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。

(大臣官房の事務)

第二十二條 大臣官房においては、運輸省の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に關すること。
- 二 大臣の官印及び省印を管掌すること。
- 三 公文書類を收受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- 四 国会との連絡に關すること。
- 五 国立国会図書館に關すること。
- 六 調査及び統計に關し、取りまとめをすること。

- 七、 公報に關すること。
- 八、 公益法人その他の団体に關する許可又は認可に關すること。
- 九、 気象に關すること。
- 十、 取負の取階、 任意、 分限、 懲戒、 服務その他の入事並びに取負の教養及び訓練に關すること。
- 十一、 取負の衛生、 医療その他の福利厚生に關すること。
- 十二、 行政の考査を行うこと。
- 十三、 法令案の審査その他の法務に關すること。
- 十四、 部局の設置及び廃止並びに分課に關すること。
- 十五、 技術の振興、 調整及び活用を圖ること。
- 十五の二、 技術上の設計、 試験、 調査及び研究に關すること。
- 十六、 綜合調整及び実施計画の設定に關すること。
- 十七、 渉外事務に關し、 取りよめをすること。
- 十八、 運輸審議会の庶務に關すること。
- 十九、 経費及び収入の予算、 決算及び会計並びにこれ等の監督に關すること。

六の外

- 二十、 國有財産及び物品を管理すること。
- 二十一、 賠償に關連する輸送の連絡及び統括に關すること。
- 二十二、 運輸に關して、 觀光事業の發達、 改善及び調整を圖ること。
- 二十三、 運輸に關して、 觀光地及び觀光施設を調査し、 及び改善すること。
- 二十四、 觀光宣伝に關すること。
- 二十五、 前各号に掲げるものの外、 運輸省の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に属さない事務に關すること。
- 二十六、 大臣官房においては、 前項に掲げるものの外、 臨時の事務として所掌事務に關する指定生産資材等の割当及び監査に關する事務をつかさどる。
- 二十七、 觀光部においては、 第一項第二十二号から第二十四号まで及び前項に掲げる事務をつかさどる。

(海運局の事務)

- 第二十三條 海運局においては、 左の事務をつかさどる。
 - 一、 海運局、 船舶局、 船員局及び港灣局の所掌に属する事務（以下この節において「海事」と統括する）の綜合調整及び実施計画の設定に關すること。

- 一の二 海事代理士に關すること。
- 二 海事仲裁団体に關すること。
- 三 海事思想の普及宣伝に關すること。
- 四 水上運送事業の発達、改善及び調整に關すること。
- 五 水上における輸送の増進、改善及び調整に關すること。
- 六 日本回沿岸に置き去られた船舶の処理に關すること。
- 七 水上運送事業における運賃及びよ、船料に關すること。
- 八 海運局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる。
 - 一 海事に關する事業の再建整備及び金融並びに在外会社の財産整理に關すること。
 - 二 船舶の使用及び船舶管理委員会の監督に關すること。
 - 三 船舶の運航の管理及び監督に關すること。
 - 四 削 除
 - 五 船舶の譲渡、貸渡（期間より、船を含む、以下同じ）、担保の供与及び引渡に關すること。
 - 六 水上運送等の用に供する指定生産資材及び石油製品の割当及び監査に關すること。
- 九 海運調整部においては、第一項第一号から第三号までの事務及び第二項第一号の事務をつ

との内

かさどる。

(船舶局の事務)

第二十四條 船舶局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 造船に關する事業の発達、改善及び調整に關すること。
- 二 船舶の製造、修繕、引揚及び解体（艀路啓閉のためにする船舶の引揚及び解体を除く）以下同じ）並びに船舶用機材及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること。
- 三 船舶、船舶用機材及び船舶用品の製造及び修繕に關する技術の改善に關すること。
- 四 船舶の積量の測定に關すること。
- 五 船舶の登録に關すること。
- 六 モーターボート競走の旅行に關すること。
- 七 船舶局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる。
 - 一 造船に關する事業の賠償指定施設の管理、保全及び撤去に關すること。
 - 二 削 除
 - 三 捕船及び本邦外に船籍港を有する船舶（以下「在外置籍船」という）の現状調査、保

管、原状回復及び返還に関する事。
四、船舶、船舶用機関及び船舶用品に関する指定生産資材及び石油製品の割当及び監査に関する事。

(船員局の事務)

第二十五條 船員局においては、左の事務をつかさどる。

- 一、船員の労働組合及び船員労働委員会に関する事。
- 二、船員の労働関係の調整に関する事(船員労働委員会の所掌に属するものを除く。以下同じ)。
- 三、船員の労働組合及び労働関係の啓発宣伝に関する事。
- 四、船員の労働条件、災害補償その他保護に関する事。
- 五、船員法(昭和二十二年法律第百号)における船内規律に関する事。
- 六、船員手帳及び船員原簿に関する事。
- 七、船員の失業対策に関する事。
- 八、船員の取業の紹介、取業の指導、取業の補導その他船員の労務の需給調整に関する事。
- 九、船員の取業紹介事業及び労務供給事業並びに船員の募集の改善及び調整に関する事。

- 十、船員の福利厚生に関する事。
- 十一、船員の教育及び養成に関する事。
- 十二、船員局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として船員の労務物資に関する事務をつかさどる。

(港湾局の事務)

第二十六條 港湾局においては、左の事務をつかさどる。

- 一、港湾の建設、改良、保存及び管理並びにこれらの助成及び監督に関する事。
- 二、航路の建設、改良及び保存に関する事。
- 三、委託により、港湾その他海面の工事を施行すること。
- 四、港湾内の公有水面の埋立、干たぐ及び使用に関する事。
- 五、港湾内の運河に關すること。
- 六、削 除
- 七、港湾における諸作業の改善、調整等に関する事。
- 八、港湾運送業(検査業及び検定業を含む。以下同じ)の発達、改善及び調整に関する事。
- 八の二、港湾運送事業の登録に関する事。

- 九、倉庫業（冷蔵倉庫業を含む。以下同じ）の発達、改善及び調整に關すること。
- 十、倉庫業法に基く保管料率に關すること。
- 十一、港灣における入港料、使用料、港灣作業料その他運輸に關する料金に關すること。
- 十二、港灣においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として港灣、倉庫等の用に供する指定生産資材及び石油製品の割当及び監査並びに港灣に關する事業に従事する者の労働物質に關する事務をつかさどる。

（鉄道監督局の事務）

第二十七條 鉄道監督局においては、左の事務をつかさどる。

- 一、日本國有鉄道の新線の建設の許可、營業線の譲渡の認可その他許可又は認可に關すること。
- 二、日本國有鉄道の予算、決算、交付金の交付及び資金の貸付その他財務に關すること。
- 三、日本國有鉄道の役員及び取負の職務、令限、給与及び福祉の増進に關すること。
- 四、日本國有鉄道調停委員会に対する調停の請求又は公共企業体仲裁委員会に対する仲裁の請求に關すること。

五、公共企業体仲裁委員会の委員の罷免の請求に關すること。

ハの内

- 五、鉄道公安取負の指名及びその取務の監督並びに鉄道司法警察に關すること。
- 六、地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌條電車に關する免許、特許、許可又は認可に關すること。
- 七、地方鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の財務に關すること。
- 八、地方鉄道及び軌道の係負の取制、服務、資格及び懲戒に關すること。
- 九、地方鉄道及び軌道の買収及び補償に關すること。
- 十、鉄道財團及び軌道財團に關すること。
- 十一、鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の運賃及び料金に關すること。
- 十二、鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の運輸及び運載並びにこれらの施設及び車両の整備に關すること。
- 十三、鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の安全保守に關すること。
- 十四、鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の労働に關すること。
- 十五、鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること。
- 十六、前各号に掲げるものの外、鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の発達、改善及び調整に

関すること。

又 鉄道監督局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる。

一 鉄道、軌道、索道及び無軌條電車に従事する者の労働物質に関すること。

二 刑 除

三 鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の用に供する指定生産資材等の割当及び監査に関すること。

四 鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の用に供する指定生産資材等の割当及び監査に関すること。

又 国有鉄道部においては、第一項第一号から第五号までに掲げる事務並びに第一項第十一号から第十四号まで、第十六号及び第二項第一号及び第三号に掲げる事務のうち日本国有鉄道に関する事務を、民営鉄道部においては第一項第六号から第十号までに掲げる事務並びに第一項第十一号から第十四号まで、第十六号及び第二項第一号及び第三号に掲げる事務のうち日本国有鉄道以外のものに関する事務をつかさどる。

(自動車局の事務)

第二十八條 自動車局においては、左の事務をつかさどる。

一 自動車運送事業に関する免許、許可又は認可に関すること。

二 自動車運送事業に関する免許、許可又は認可に関すること。

三 運送事業(附帯業務を含む、以下同じ)及び通運計算事業に関する免許、許可又は認可に関すること。

三の二 自動車運送取扱事業に関する登録又は認可に関すること。

四 前四号掲げる事業の運賃及び料金に関すること。

五 軽車両運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

六 道路運送に関する輸送の実施の計画、調整及び監査に関すること。

七 自家用自動車の使用の調整に関すること。

八 前各号に掲げるものの外、道路運送に関する事業、通運事業及び通運計算事業の発達、改善及び調整に関すること。

九 自動車及び原動機付自転車の流通及び消費の増進、改善及び調整並びに軽車両及び自動車用及び原動機付自転車用代燃装置の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

十 自動車の登録に関すること。

- 十一、自動車登録番号標交付代行者の指定に關すること。
- 十二、自動車の車台番号及び原動機番号の打刻に關すること。
- 十二の二、自動車車庫についての勸告に關すること。
- 十二の三、自動車の使用に係る整備管理者に關すること。
- 十二の四、自動車、原動機付自転車及び旅客軽車両に關する整備及び検査に關すること。
- 十二の五、自動車整備士の技能検定に關すること。
- 十二の六、自動車分解整備事業の認証に關すること。
- 十二の七、優良自動車整備事業者の認定に關すること。
- 十二の八、前九号に掲げるものの外、自動車及び原動機付自転車の保安並びに軽車両の保安及び技術上の改善に關すること。
- 十三、自動車用及び原動機付自転車用燃料油脂の使用に關する技術上の改善に關すること。
- 十四、自動車運送事業の補償に關すること。
- 十五、自動車局の所掌に係る事業の財務及び労務に關すること。
- 二、自動車局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる。
 - 一、軽車両運送事業の運賃及び料金に關すること。

九の内

- 二、自動車局の所掌に係る事業に従事する者の労働物質に關すること。
- 三、自動車及び原動機付自転車の割當に關すること。
- 四、自動車用及び原動機付自転車用、タイヤ、チューブ（新車用のものを除く）の割當及び監査に關すること。
- 五、自動車用及び原動機付自転車用、石油製品の割當及び監査に關すること。
- 六、道路運送事業及び通運事業の用に供する指定生産資材等並びに自動車、原動機付自転車、軽車両及び自動車用及び原動機付自転車用、代燃装置その他の道路運送及び通運事業の用に供する機械器具に關する指定生産資材等（自動車及び原動機付自転車の製造に關するものを除く）の割當及び監査に關すること。
- 七、業務部においては、第一項第一号から第八号まで及び第二項第一号に掲げる事務と、整備部においては、第一項第九号から第十三号まで及び第二項第二号から第六号までに掲げる事務をつかさどる。

第三節 附属機関

（附属機関）

第二十九條 第三十八條に規定するものの外、本省に、左の附属機関を置く。

中央気象台
 運輸技術研究所
 海技専門学院
 航海訓練所
 海員養成所

(中央気象台)

第三十條 中央気象台は、気象に關する事項を研究し、気象事業を行う機關とする。
 中央気象台は、その事務に支障がない場合においては、委託により、気象、海風、地震等に關する調査を行い、並びにこれらに關する測器を調整し、検定し、製作し、及び修理することができる。

- 六、中央気象台は、東京都に置く。
 - 七、中央気象台の内部組織については、政令の定めるところによる。
 - 八、中央気象台の事務の一部を分掌させるため、所管の地に管区気象台その他の地方機関及び附屬機關を置く。その名称、位置及び内部組織については、政令の定めるところによる。
- (運輸技術研究所)

第三十一條 運輸技術研究所は、左に掲げる事項に關する設計、試験、調査及び研究を行う機關とする。

- 一、船舶、船舶用機関及び船舶用品に關すること。
 - 二、港湾、航路及び港湾内運河並びに港湾内の公有水面の埋立及び干たぐに關すること。
 - 三、鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の用に供する施設及び車両、信号保安装置その他の陸上運搬器に關すること。
 - 四、自動車及び原動機付自転車の使用並びに輕車両及び自動車用及び原動機付自転車用代燃装置に關すること。
 - 五、運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關する設計、試験、調査及び研究することができる。
 - 六、運輸技術研究所は、東京都に置き、その支所を大阪府及び八幡市に置く。
 - 七、運輸技術研究所に、次長三人を置く。
 - 八、次長は、運輸技術研究所の長を助けて所務を整理する。
 - 九、運輸技術研究所及びその支所の内部組織は、運輸省令で定める。
- 第三十二條及び第三十三條 前 條

(38)

(海技専門学院)

第三十四條 海技専門学院は、船員に対し船舶運航に関する学術及び技能を教授する機関とする。

2. 海技専門学院は、神戸市に置く。

3. 海技専門学院の内部組織は、運輸省令で定める。

第三十五條 削 除

(航海訓練所)

第三十六條 航海訓練所は、運輸大臣の指定する商船大学、商船高等学校及び海員養成所の学生及び生徒その他運輸大臣の指定する者を入所させ、航海訓練を行う機関とする。

2. 航海訓練所は、東京都に置く。

3. 航海訓練所の内部組織は、運輸省令で定める。

(海員養成所)

第三十七條 海員養成所は、海員の養成を行う機関とする。

2. 海員養成所の名称及び位置は、左の通りとする。

十の内

名 称	位 置
鹿兒島海員養成所	鹿兒島市
小樽海員養成所	小樽市
唐津海員養成所	唐津市
宮古海員養成所	宮古市
七尾海員養成所	七尾市
宮崎海員養成所	香川県三豊郡栗島村
粟嶋海員養成所	香川県三豊郡粟島村
竹可海員養成所	竹可市
高浜海員養成所	愛知県碧海郡高浜町

(39)

海員養成所の内部組織は、運輸省令で定める。

(その他の附屬機関)

第三十八條 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附屬機関として置かれるものとして、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
中央船員取業安定 審議会	運輸大臣の諮問に応じて船員取業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)に定める船員の取業安定に関する重要事項を調査審議すること。
造船技術審議会	運輸大臣の諮問に応じて造船技術の向上に関する重要事項を調査審議すること。
造船案合理化審議会	運輸大臣の諮問に応じて造船に関する事業の合理化に関する重要事項を調査審議すること。
船員教育審議会	運輸大臣の諮問に応じて船員教育に関する重要事項を調査審議すること。
鉄道建設審議会	運輸大臣の諮問に応じて鉄道敷設法(大正十一年法律第三十七号)に定める日本国有鉄道の鉄道新線の敷設に関する事項を調査審議すること。

ス 前項に掲げる附屬機関の組織、所掌事務、委員その他の取負については、他の法律へこれに基づく命令を含むに、別段の定めがある場合を除くの外、政令で定める。

十の外

第四節 地方支部分局

(地方支部分局)

第三十九條 本省に、左の地方支部分局を置く。

海運局

公共船員取業安定所

港湾建設部

陸運局

第一款 海運局

(所掌事務)

第四十條 海運局は、本省の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。

- 一、水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二、水上における輸送の増進、改善及び調整に関すること。
- 三、日本国沿岸に置き去られたる船舶の処置に関すること。
- 四、水上運送事業における運賃及び船料に関すること。
- 五、造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

- 六、船舶の製造、修繕、引揚及び解体並びに船舶用板図及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること。
- 七、船舶、船舶用板図及び船舶用品の製造及び修繕に關する技術の改善に關すること。
- 八、船舶の積量の測定に關すること。
- 九、船舶の登録に關すること。
- 十、船員の労働組合及び船員地方労働委員会に關すること。
- 十一、船員の労働関係の調整に關すること。
- 十二、船員の労働組合及び労働関係の登壇宣位に關すること。
- 十三、船員の労働条件、災害補償その他保護に關すること。
- 十四、船員法における船内規律に關すること。
- 十五、船員手帳に關すること。
- 十六、船員の職業の紹介、職業の指導、職業の輔導その他船員の労働の當給調整に關すること。
- 十七、船員の職業紹介事業及び労働供給事業並びに船員の募集の改善及び調整に關すること。
- 十八、船員の福利厚生に關すること。
- 十九、運輸大臣の指定する港務施設の管理に關すること。

十一の内

- 二十、港務における諸作業の改善、調整に關すること。
- 二十一、港務運送業及び臨港倉庫業の発達、改善及び調整に關すること。
- 二十二、港務運送事業の登録に關すること。
- 二十三、港務における港務作業料その他運輸に關する料金に關すること。
- 二十四、運輸に關して、海上の觀光事業の発達、改善及び調整に關すること。
- 二十五、運輸に關して、海上の觀光地域及び觀光施設を調査し、及び改善すること。
- 二十六、觀光宣位に關すること。
- 二十七、海軍代理士に關すること。
- 二十八、海軍思想の普及宣位に關すること。
- 二十九、所掌事務に關する調査及び設計に關すること。
- 三十、海運局は、前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる。
 - 一、船舶の使用及び船舶管理委員会の監督に關すること。
 - 二、船舶の運送の管理及び監査に關すること。
 - 三、船舶の運送、貸渡、担保の供与及び引渡に關すること。
 - 四、造船に關する事業の賠償指定施設の管理、保全及び撤去並びに賠償指定施設の輸送に關

すること。

- 五、所掌事務に關する指差生産資材及び石油製品の割当及び監査に關すること。
 - 六、所掌事務に關する労働物資に關すること。
 - 七、巡捕船及び在外置籍船の現状調査、保管、戻米回渡及び返還に關すること。
- (名称、位置及び管轄区域)

第四十一條 海運局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
北海道海運局	小樽市	北海道
東北海運局	盛岡市	宮城県、福島県、岩手県、青森県、山形県、秋田県
新潟海運局	新潟市	新潟県、長野県
関東海運局	横浜市	神奈川県、東京都、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県
東海海運局	名古屋市	愛知県、三重県、静岡県、岐阜県、石川県、富山県
近畿海運局	大阪市	大阪府、京都府、奈良県、滋賀県、福井県、和歌山県

第四十二條 海運局に、左の五部を置く。但し、必要に於て、運輸大臣の定めるところにより、部の表を減ずることができる。

(内部部局)

神戸海運局	神戸市	兵庫県
中部海運局	名古屋市	鳥取県、島根県、岡山県、山口県(下関市)、宇都宮市、小野田市、厚狭町、豊浦町及び大津郡を除く)
四國海運局	高松市	香川県、徳島県、愛媛県、高知県
九州海運局	門司市	福岡県、長崎県、山口県のうち下関市、宇都宮市、小野田市、厚狭町、豊浦町及び大津郡、大分県、佐賀県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

- 総務部
- 運輸部
- 港湾連絡調整部
- 船舶部

船員部

二、前項に定めるものの外、海運局の内部部局の組織の細目は、運輸省令で定める。
(支局、出張所等)

第四十三條 運輸大臣は、局務の一部を分掌させるため、所要の地に、海運局の支局、出張所、支局の出張所、港務管理事務所又は港務管理事務所の出張所を置くことができる。この名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

二、運輸大臣は、港務管理事務所又はその出張所に、港務建設部の所掌事務の一部を分掌させることができる。

(附属機関)

第四十四條 地方船員職業安定審議会は、海運局の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、海運局長の諮問に応じて船員の職業安定に関する重要事項を調査審議することとし、その組織、所掌事務、委員その他の職員については、船員職業安定法(これに基づく命令を含む)に別段の定めがある場合の外、政令で定める。

第二款 公共船員職業安定所

(公共船員職業安定所)

十二の内

第四十五條 公共船員職業安定所については、船員職業安定法(これに基づく命令を含む)及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)(これに基づく命令を含む)の定めるところによる。
二、公共船員職業安定所の長は、その公共船員職業安定所の所在地を管轄する海運局長の指揮監督をも受けるものとする。

第三款 港務建設部

(所掌事務)

第四十六條 港務建設部は、本省の所掌事務のうち、左の事務を分掌する。

一、港務、航路及び港内河川の運河に関する國の直轄(直轄施行を含む)の土木工事の施行に関する事。

二、委託により、港務その他海面の工事を施行すること。

三、港務建設部は、前項に掲げるものの外、臨時の事務として、港務及び航路の建設、改良及び保存に関する指定生産資材等の動き及び監査に関する事務をつかさどる。

(名称、位置及び管轄区域)

第四十七條 港務建設部の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
第一港灣建設部	新潟市	新潟県、山形県、秋田県、福井県、石川県、富山県、 神奈川県、東京都、千葉県、茨城県、三重県、愛知県、 静岡県、宮城県、福島県、岩手県、青森県、北海道
第二港灣建設部	横浜市	兵庫県、京都府、大阪府、滋賀県、高知県、高松県、 岡山県、広島県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
第三港灣建設部	神戸市	山口県、長崎県、福岡県、大分県、佐賀県、熊本県、宮崎県、 鹿児島県
第四港灣建設部	下関市	

第二港灣建設部は、その管轄区域のうち北海道については、前條第二項に掲げる事務のみを行うものとする。

(特別な職)

第四十八條 港灣建設部に、それぞれ次長二人を置く。
次長は、港灣建設部の長を助けて部務を整理し、部長不在の場合その職務を代行する。

(内部部局)

第四十九條 港灣建設部の内部組織は、運輸省令で定める。

(工事事務所等)

第五十條 運輸大臣は、部務の一部を分掌させるため、所掌の地に、港灣建設部の工事事務所その他の地方機関を設置することができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

第四款 陸運局

(所掌事務)

第五十一條 陸運局は、本省の所掌事務のうち、左の事務を分掌する。

- 一 地方鉄道 軌道 専用鉄道 索道及び無軌條電車の設置、維持、許可又は認可に關すること。
- 二 地方鉄道 軌道 専用鉄道 索道及び無軌條電車の運輸及び運搬並びにこれらの施設及び車両の整備に關すること。
- 三 地方鉄道 軌道 専用鉄道 索道及び無軌條電車の安全保安に關すること。
- 四 地方鉄道及び軌道の保員の職制、取給、資格及び懲戒に關すること。

- 五、自動車運送事業に関する免許、許可又は認可に関すること。
- 六、自動車道事業に関する免許、許可又は認可に関すること。
- 七、道運事業及び道運計算事業に関する免許、許可又は認可に関すること。
- 七の二、自動車運送取扱事業に関する登録又は認可に関すること。
- 八、軽車両運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 九、道路運送に関する輸送の実施の計画、調整及び監査に関すること。
- 十、自動車用自動車の使用の調整に関すること。
- 十一、自動車の登録に関すること。
- 十二、自動車登録番号標交付代行者の指定に関すること。
- 十三、自動車の車台番号及び原動機番号の打刻に関すること。
- 十三の二、自動車車庫に付いての報告に関すること。
- 十三の三、自動車の使用に係る整備管理者に関すること。
- 十三の四、自動車、原動機付自転車及び旅客軽車両に関する整備及び検査に関すること。
- 十三の五、自動車整備士の技能検定に関すること。
- 十三の六、自動車分解整備事業の認証に関すること。

十三の内

- 十三の二、優良自動車整備事業者の認定に関すること。
- 十三の八、前九号に掲げる外、自動車及び原動機付自転車の保安並びに軽車両の保安及び技術上の改善に関すること。
- 十三の四、自動車用及び原動機付自転車用燃料油脂の使用に関する技術上の改善に関すること。
- 十三の五、鉄道、軌道、道路運送その他の陸運の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運装置の生産（自動車及び原動機付自転車の製造を除く）、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 十三の六、倉庫業（船港倉庫を除く）。
- 十三の七、所掌事務に係る事業の運賃及び料金に関すること。
- 十三の八、所掌事務に関する財務に関すること。
- 十三の九、所掌事務に係る事業の専務に関すること。
- 十三の十、所掌事務に関する買収及び補償に関すること。
- 十三の十一、前各号に掲げるものの外、鉄道、軌道、道路運送事業、道運事業、道運計算事業その他の陸運の発達、改善及び調整に関すること。
- 十三の十二、運輸に關して、觀光事業の発達、改善及び調整を図ること（海運局の所掌に属するもの

を除く)

三、運輸に關して、観光地及び観光施設を調査し及び改善すること(海運局の所掌に属するものを除く)

五、觀光宣伝に關すること。

六、陸運局においては、前項に掲げるものの外、臨時の事務として左の事務をつかさどる。

一、所掌事務に關する指定生産資材等の割当及び監査に關すること。

二、自動車及び原動機付自転車の割当に關すること。

三、自動車用及び原動機付自転車のタイヤ、チューブ(新車用のものを除く)の割当及び監査に關すること。

四、自動車用及び原動機付自転車の石油製品等の割当及び監査に關すること。

五、陸運局の所掌に係る事業に從事する者の労働物資に關すること。

(名称、位置及び管轄区域)

第五十二條 陸運局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

十四の外

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌陸運局	札幌市	北海道
山形陸運局	山形市	宮城県、福島県、岩手県、青森県
新潟陸運局	新潟市	新潟県、長野県、山形県、秋田県
東京陸運局	東京都	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県
名古屋陸運局	名古屋市	愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県、石川県、富山県
大阪陸運局	大阪市	山形県、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県
広島陸運局	広島市	広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県
高松陸運局	高松市	香川県、徳島県、愛媛県、愛知県
福岡陸運局	福岡市	福岡県、長崎県、大分県、佐賀県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

六、鉄道、軌道及び通運事業については、特に必要がある場合において、運輸省令で前項の管轄区域と異なる管轄区域を定めることができる。

(内部部局)

第五十三條 陸運局に、左の四部を置く。但し、必要に応じて、運輸大臣の定めるところにより部の数を減ずることが出来る。

総務部

鉄道部

自動車部

整備部

二、前項に掲げるものの外、陸運局の組織の細目は、運輸省令で定める。

(分室)

第五十四條 運輸大臣は、局務の一部を分掌させるため、当分の間、所要の地に、陸運局の分室を設置することが出来る。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

二、前項の分室の所掌事務の範囲は、従前の道路運送監理事務所の所掌に係る事務のうち特に分室に行わせる必要があるものに限る。

(道路運送審議会)

第十四節

第五十五條 道路運送審議会は、陸運局の附設機関として置かれるものとし、その目的、組織、所掌事務、委員その他の職員については、道路運送法(これに基く命令を含む)に別段の規定がある場合の外、政令で定める。

二、運輸審議会は、その職務を行うための必要があるときは、道路運送審議会に對し、報告その他、情報若しくは資料の提出を求め、調査を命じ、又は意見を徴することが出来る。

第三章 外 局

(外局の設置)

第五十六條 国家行政組織法第三條第二項の規定に基いて、運輸省に置かれる外局は、左の通りとする。

船員労働委員会

海上保安廳

海難審判廳

航空庁

第一節 船員労働委員会

(船員労働委員会)

第五十七條 船員労働委員会の組織、所掌事務及び权限は、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）（これに基く命令を含む）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第百二十五号）（これに基く命令を含む）及び船員法（これに基く命令法を含む）の定めるところによる。

第二節 海上保安庁

（海上保安庁）

第五十八條 海上保安庁の組織、所掌事務及び权限は、海上保安庁法（昭和二十三年法律第百八号）（これに基く命令を含む）の定めるところによる。

第三節 海難審判庁

（海難審判庁）

第五十九條 海難審判庁の組織、所掌事務及び权限は、海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）（これに基く命令を含む）の定めるところによる。

第四節 航空庁

（航空庁の任務及び長）

第五十九條の二 航空庁は、航空運送事業及び航空の保安に関する事務を行うことを任務とする。
二、航空庁の長は、航空庁長官とする。

（特別の職）

第五十九條の三 航空庁に、次長一人を置く。

二、次長は、航空庁長官を助け、庁務を整理する。

（航空庁の事務）

第五十九條の四 航空庁においては、左の事務をつかさどる。

- 一、航空運送事業に関する免許、許可又は認可に関すること。
- 二、航空運送事業の運賃及び料金に関すること。
- 三、航空運送事業に関する業務の監査に関すること。
- 四、前三号に掲げるものの外、航空運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 五、航空保安施設の建設、保存、運用及び管理に関すること。
- 六、航空保安施設の改善のための調査、研究、試験及び試作に関すること。
- 七、航空路の調査及び航空路誌の編集に関すること。
- 八、前三号に掲げるものの外、航空の保安に関すること。
- 九、前各号の事務を遂行するための左に掲げる事項。
 - イ、航空に関すること。

- ロ、長官の官印及び庁印を管掌すること。
- ハ、公文書類を授受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- ニ、行政の考査を行うこと。
- ホ、調査及び統計に關すること。
- ヘ、法令案の審査その他法律に關すること。
- ト、こう報に關すること。
- チ、渉外事務に關すること。
- リ、職員の職務、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに職員の養育及び訓練に關すること。
- 又、職員の衛生、医療その他福利厚生に關すること。
- ル、經費及び収入の予算、決算及び会計並びにこれらの監査に關すること。
- ヲ、行政財産及び物品を管理すること。

（航空庁の機関）

第五十九條の五 運輸大臣は、所要の地に左の上欄に掲げる機関を置く。その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

十五の 内

種 類	目 的
航空保安事務所	航空保安施設を建設し、保存し、及び運用すること。
航空標識所	航空無線標識施設及び航空無線通信施設を保存し、及び運用すること。

- ニ、航空保安事務所及び航空標識所の名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。
- 三、運輸大臣は、第一項の機関の事務の一部を分掌させるため、所要の地に航空保安事務所及び航空標識所の出張所を置くことができる。その名称、位置及び所掌事務の範囲は、運輸省令で定める。

第四章 職 員

（職員）

第六十條 運輸省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他の人事管理に關する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。

（役員）

第六十一條 運輸省に置かれる役員の役員は、別に法律で定める。

(施行期日)

ハ この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、第五十四條及び附則第十七項から附則第十九項までの規定は、昭和二十四年八月一日から施行し、第六條第二項第七号、第九号、第十号及び第十号の規定のうち自動車運送事業に関する部分、第五十五條並びに附則第二十項の規定は、昭和二十五年一月一日から施行する。

(運輸審議会の委員の任命のための事前措置)

ニ 第九條第一項の規定による運輸審議会の委員の任命のために必要な行為は、前項の規定にかかわらず、昭和二十四年六月一日前においても行うことができる。

(運輸審議会の最初の委員)

ホ この法律施行の際国会が閉会中である場合においては、内閣総理大臣は、第九條第一項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで運輸審議会の最初の委員を任命することができる。

ハ 内閣総理大臣は、前項の規定により運輸審議会の委員を任命したときは、任命の後最初に召集される国会において、当該委員の任命について、両議院の承認を求めなければならぬ。両議院の承認が得られなかつたときは、内閣総理大臣は、第十一條の規定にかかわらず、当該委員を遺帯なく罷免しなければならぬ。

(道路運送監理事務所に關する暫定措置)

一 道路運送監理事務所は、道路運送法の定めるところにより本省の地方支分部局として置かれるものとする。

ニ 前項の道路運送監理事務所の長は、陸運局の長の指揮をも受けるものとする。

(道路運送審議会に關する暫定措置)

三 昭和二十四年十二月三十一日まで、道路運送法第八條に規定する中央道路運送審議会は運輸省の地方道路運送審議会は陸運局の附屬機関とする。

(物価統制令との關係)

四 この法律の規定は、物価統制令(昭和二十一年勅令第五百十八号)(これに基く命令を含む。以下同じ)の規定になんらの影響を及ぼすものではない。

五 内閣総理大臣又は物価庁長官は、運送費、保管料その他の運輸に關する給付の甘價である財産的給付に關するものについて物価統制令に基く措置を講ずるときは、運輸大臣の意見を徴するものとする。

六 国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の規定により設置される商船大学は、昭和二十五年三月三十一日まで、本省の附屬機関として置かれるものとする。

（他の勅令の廃止）

11. 左に掲げる勅令は、廃止する。但し、法律（これに基く命令を含む。）に別段の定めのある場合を除く外、従前の概略及びその職員は、この法律に基く相当の概略及びその職員となり、同一性ともつて存続するものとする。

運輸省官制（昭和十八年勅令第八百二十九号）

臨時に運輸省に運輸省顧問を置くの件（昭和二十一年勅令第七十九号）

運輸部内臨時職員等設置制（昭和十八年勅令第八百三十号）

臨時に運輸省に三次の運輸事務官又は運輸長官を置くの件（昭和二十一年勅令第二百十九号）

気象官制（昭和十四年勅令第七百四十号）

鉄道技術研究所官制（昭和十七年勅令第五百五十八号）

船舶試験所官制（昭和十六年勅令第千四百五十五号）

海務学院官制（昭和二十年勅令第百七十一号）

高等商船学校官制（昭和十六年勅令第千四百四十六号）

海技専門学院官制（昭和二十年勅令第百六十七号）

十六の丙

商船学校官制（昭和十六年勅令第千四百四十七号）

航海訓練所官制（昭和十八年勅令第二百六十三号）

海員養成所官制（昭和十四年勅令第四百五十八号）

海運局官制（昭和十八年勅令第八百三十二号）

海軍審美会官制（昭和十六年勅令第五百二十九号）

港務委員会官制（昭和二十二年勅令第十六号）

12. 前項但書の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。
（他の法令の改正）

13. 軌道法（大正十年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五條中「鉄道局長」を「陸運局長」に改める。

14. 小運送業法（昭和十二年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十七條中「鉄道局長」を「陸運局長」に改める。

15. 陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二條から第五條まで及び第十二條中「交通事業調整委員会」を「交通事業調整審議会」と改める。

- 16. 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の一部を次のように改正する、
第二十四條中「鉄道局長」と陸運局長に改める。
- 17. 道路運送法の一部を次のように改正する。
第四條第二項中「都府県」と「府県」に「都府県庁の所在地、札幌市」と「陸運局の所在する都府県以外の府県の府県庁の所在地」を加へ、同條第四項中「前二項」と「前項に、同條第五項第一号中「道路運送監理事務所長」と「陸運局長及び道路運送監理事務所長」に、同項第二号中「道路運送監理事務所長」と「陸運局長、道路運送監理事務所長」に、同條第六項第一号中「道路運送監理事務所長」と「陸運局長及び道路運送監理事務所長」に改め、同條第三項を削る。
- 第八條中「道路運送委員会」、「中央道路運送委員会」及び「地方道路運送委員会」とそれぞれ「道路運送審議会」、「中央道路運送審議会」及び「地方道路運送審議会」に改め、同條第二項中「第四條第三項に規定する一定区域」と「陸運局」に改める。
- 18. 道路運送法の一部を次のように改正する。
第四條第四項第一号中「及び道路運送監理事務長」と、同項第二号中「道路運送監理事務所長」と同條第五項第一号中「及び道路運送監理事務所長」と削り、同條第二項及び第三項を削る。

十六の外

を削る。

- 19. やむを得ない必要があるときは、運輸大臣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十六條第四項の規定にかかわらず、国会の承認を得ないで陸運局の分室を設置することができる。
- 20. 運輸大臣が、前項の規定により陸運局の分室を設置したときは、設置の後最初に召集される国会において、内閣総理大臣は、当該陸運局の分室の設置についてその承認を求めなければならぬ。国会の承認が得られなかつたときは、運輸大臣は、当該陸運局の分室を運送なく廃止しなげなければならない。
- 21. 道路運送法の一部を次のように改正する。
第八條中第二項から第五項までを次のように改める。
道路運送審議会は、陸運局ごとに、これを置く。
道路運送審議会は、委員若干人をもつて、これを組織する。
道路運送審議会に委員の互選による委員長を置く。
道路運送審議会の委員は、各都道府県知事の推薦に基く運輸大臣の申出により内閣総理大臣がこれを命ずる。

第八條第十三項中「行政官庁」と「陸運局長」に改め、第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とする。

船員職業安全法の一部を次のように改正する。

第七條 見出しを「(企図及び監督)」に改め、同條中「運輸省海運総局長官(以下海運

総局長官という。は、運輸大臣の指揮監督を受け」と「運輸大臣は、」に改める。

第十三條 第十四條及び第六十一條中「海運総局長官」と「運輸大臣」に改める。

船舶運搬管理令の一部を次のように改正する。

第二十條第一項第四号中「運輸省海運総局長官」を「運輸省海運局長」に改める。

附 則(昭和二十四年法律第百七十四号)

この法律施行の期日は、公布の日から起算して三十日を越えない期間内において、政令で定

める。(昭和二十四年政令第二百一号により昭和二十四年六月十日から施行)

附 則(昭和二十四年法律第百八十七号)

この法律施行の期日は、公布の日から九十日をこえない期間内において、政令で定める。

(昭和二十四年政令第三百十三号により昭和二十四年八月二十五日から施行)

附 則(昭和二十四年法律第百二十六号)

十七の丙

この法律は、公布の日から施行する。

附 則(昭和二十四年法律第百四十一号)

この法律は、昭和二十五年二月一日から施行する。

附 則(昭和二十四年法律第百五十二号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則(昭和二十四年法律第百七十九号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則(昭和二十四年法律第百八十四号)

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則(昭和二十五年法律第百四十八号)

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和二十五年法律第百五十九号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則(昭和二十五年法律第百五十五号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十五年法律第百六十九号）

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和二十六年法律第百三十二号）

この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。

附 則（昭和二十六年法律第百十五号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十六年政令第百三十五号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十六年法律第百六十一号）

この法律施行の期日は、公布の日から九十日を超えなむ期間内において政令で定めらる。

（昭和二十六年政令第百三十六号により昭和二十六年六月二十日から施行）

附 則（昭和二十六年法律第百六十二号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十六年法律第百八十四号）

この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

附 則（昭和二十六年法律第百八十六号）

この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

附 則（昭和二十六年法律第百三十二号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十六年法律第百四十二号）

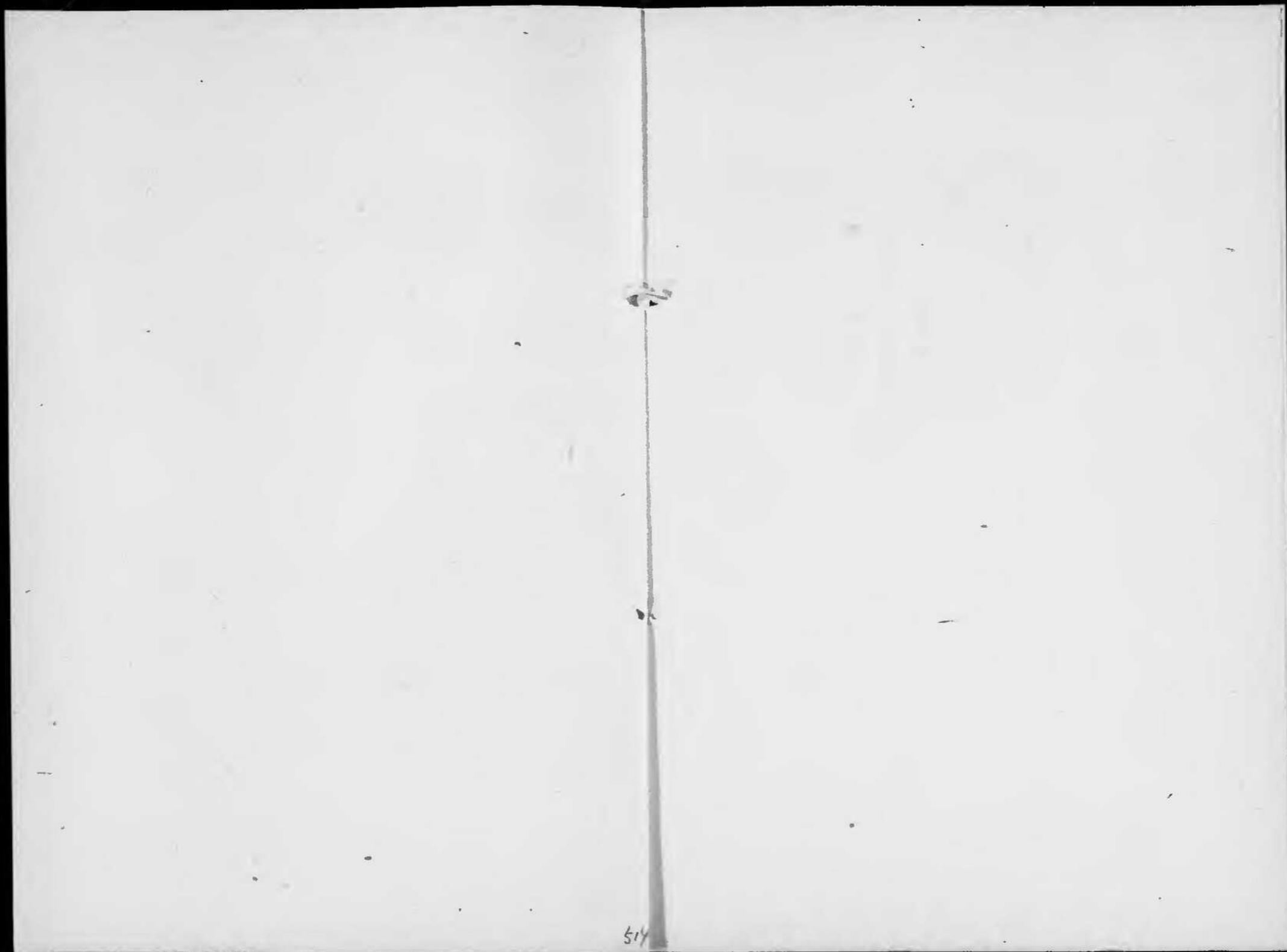
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十六年法律第百四十五号）

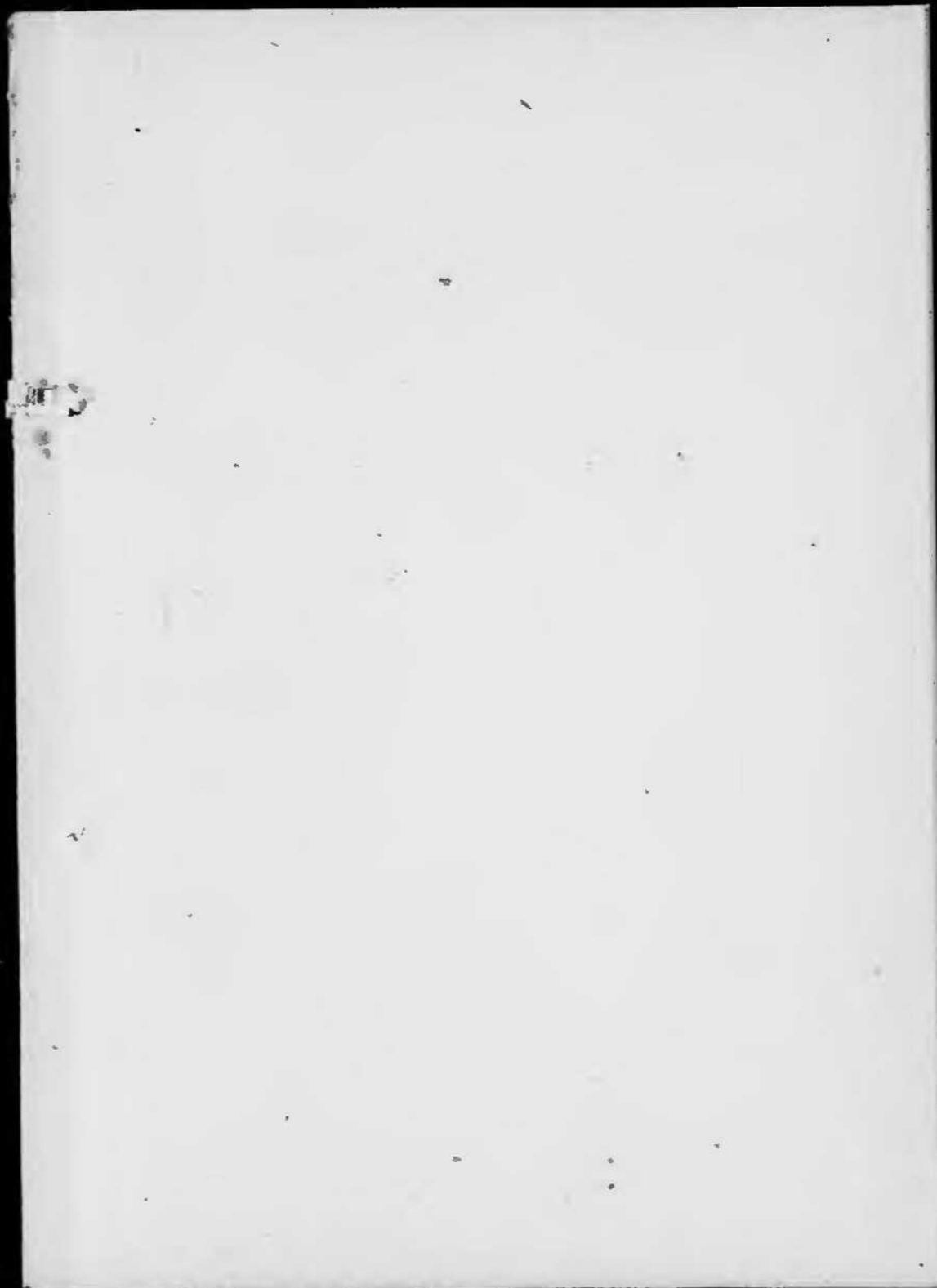
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十六年法律第百四十八号）

この法律は公布の日から施行する。



514



一 参考資料(Ⅱ)

他の法律による運輸省設置法の一部改正(抜粋)

- 一 商船管理委員会の解散及び清算に関する法律(昭二七三三一法律第二十四号)

附 則

(他の法律の改廃)

- 2 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項第一号を次のように改める。

- 一 商船管理委員会の清算を監督すること。
- 第二十三條第二項第二号を次のように改める。
- 二 商船管理委員会の清算の監督に属すること。
- 第二十三條第二項第二号の次に次の一号を加える。
- 二の二 商船管理委員会の解散及び清算に関する法律(昭和二十七年法律第二十四号)第十一條の規定により田が承継した債権

又は債務の処理に關すること。

- 二 海外からの日本臣の集团的引揚輸送のための航海命令に關する法律(昭二七三三一法律第三十五号)

附 則

- 2 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第二項第四号を次のように改める。

- 四 海外からの日本臣の船舶による集团的引揚輸送に關すること。

- 三 捕獲審檢所の検定の再審査に關する法律(昭二七四一法律第七十号)

附 則

(他の法律の改正)

- 3 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 船員労働委員会(第五十七條)」を「第一節

船員労働委員会及び捕獲審検再審査委員会（第五十七條・第五十七條の二）に改める。

第三條第十一号の次に次の一号を加える。

十二 捕獲審検所の検定の再審査
「船員労働委員会」を「捕獲審検再審査委員会」に

改める。

第三條中「第一節 船員労働委員会」を「第一節 船員労働委員

会及び捕獲審検再審査委員会」に改める。

第五十七條の次に次の一條を加える。

（捕獲審検再審査委員会）

第五十七條の二 捕獲審検再審査委員会の組織、所掌事務及び権限は、

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律（昭和二十七年法律第七十

号）の定めるところによる。

四 道路運送車両法の一部を改正する法律案

附 則

6 逓信省設置法（昭和二十四年法律第一百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第四十一号から第四十一号の三までを次のように改める。

四十一 自動車の整備を命ずること。

四十一の二 自動車の検査及び登録をすること。

四十一の三 自動車登録番号標交付代行者の指定をすること。

第二十八條第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 自動車抵当に関すること。

第二十八條第一項第十二号の四を次のように改める。

十二の四 自動車、原動機付自転車及び軽車両の整備並びに自

動車の検査に関すること。

（五十一條第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 自動車抵当に関すること。

第五十一條第一項第十三号の四を次のように改める。

第五十一條第一項第十三号の四を次のように改める。

十三の四 自動車、原動機付自転車及び軽車両に関する整備並びに自動車の検査に関すること。
五 旅行あつ旋業法案

附 則

3 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第四十四号の四の次に次の一号を加える。
四十四の五 旅行あつ旋業を登録すること。
第二十二條第一項第二十三号の次に次の一号を加える。
二十三の二 旅行あつ旋業の登録に関すること。

六 航空法案

附 則

15 運輸省設置法の一部を次のように改正する。
第四條第一項中第五十三号を第六十一号とし、第五十二号の二から第五十二号の四までを次のように改める。

五十三 航空機の登録をすること。
五十四 航空機及びその装備品の証明及び検査をすること。
五十五 航空従事者に関する証明及び航空機乗組員免許をすること。

第四條第一項第五十五号の次に次の五号を加える。

五十六 航空機の操縦の練習の許可をすること。
五十七 航空路を指定すること。
五十八 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理を行い、並びにこれらを行う者に対し、許可し、及び必要を命令をすること。

五十九 航空交通管制区及び航空交通管制圏を指定し、並びに航空機の航行について許可し、承認し、及び指示を与えること。

六十 航空運送事業及び航空機使用事業を免許し、又は許可し、並びにこれらの事業の業務に関し、許可し、認可し、その他

必要を命令をすること。

第六條第一項中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 定期航空運送事業における運賃及び料金の認可又は変更の命令

第六條第一項第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三 定期航空運送事業の免許若しくはその取消又は事業の停止

第六條第一項中第十一号の四を削り、第十一号の三を第十一号の四に、第十一号の二を第十一号の三に改め、第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 定期航空運送事業における法人の合併又は事業の譲渡及び譲受の認可

第三十八條第一項中鉄道建設審議会の項の次に次の一項を加える。

航空審議会

運輸大臣の諮問に応じて航空に關する重要事項を調査審議すること。

第五十九條の二第一項を次のように改める。

航空庁は、航空に關する事務を行うことを任務とする。

第五十九條の四中第一号から第八号までを次のように改める。

- 一 航空機の登録に關すること。
- 二 航空機の安全法に關すること。
- 三 航空機及びその整備品の整備、修理及び改造に關すること。
- 四 航空機及びその整備品の流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること。
- 五 航空従事者に關する証明及び航空機乗組員免許に關すること。
- 六 航空機の操縦の講習の許可に關すること。
- 七 航空従事者の教育及び養成に關すること。
- 八 航空路の指定に關すること。

第五十九條の四中第九号を第十七号とし、第八号の次に次の八号を加える。

- 九 航空路の調査及び航空路誌の編集に關すること。
 - 十 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理並びにこれらに關する許可その他の行為に關すること。
 - 十一 飛行場及び航空保安施設の改善のための調査及び研究に關すること。
 - 十二 航空交通の安全に關すること。
 - 十三 航空運送事業及び航空機使用事業に關する免許、許可又は認可に關すること。
 - 十四 前号に掲げる事業の運賃及び料金に關すること。
 - 十五 航空機の事故調査に關すること。
 - 十六 航空庁の所掌に係る業務に關する事業の整理、改善及び調整に關すること。
- 第五十九條の五第一項の表を次のように改める。

種 類	目 的
航空保安事務所	飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に關する業務を行うこと。
航空標識所	航空無線標識施設及び航空無線通信施設の管理に關する業務を行うこと。